

第五回

参第二号

優生保護法の一部を改正する法律（案）

優生保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格」を「遺伝性精神病質」に改め、同項第二号中「遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格」を「遺伝性精神病質」に、「有し、且つ、子孫にこれが遺伝する虞れのあるもの」を「有しているもの」に改める。

第四条中「前条の同意を得なくとも、」を削り、「別表に掲げる疾患」を「左に掲げる疾患で厚生大臣の指定するもの」に、「申請することができる。」を「申請しなければならない。」に改め、同条に次の五号を加える。

- 一 遺伝性精神病
- 二 遺伝性精神薄弱
- 三 顕著な遺伝性精神病質
- 四 顕著な遺伝性身体疾患
- 五 強度な遺伝性奇型

第十三条第一項中第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 本人又は配偶者が精神病又は精神薄弱であるもの
- 二 妊娠の継続又は分娩が母体の健康を著しく害するもの
- 三 妊娠の継続又は分娩によつて生活が窮迫状態に陥るもの

同条第二項中「第一号から第三号」を「第一号又は第二号」に、「第四号」を「第三号又は第四号」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の同意には、第三条第二項の規定を準用する。

4 本人がその意思を表示することができない場合において、親権者、後見人又は保佐人があるときは、親権者、後見人又は保佐人の、親権者、後見人又は保佐人がないときは、親族の同意をもつて本人の同意に代えることができ、そのいずれもないときは、本人の同意を必要としない。

第三章中第十五条の次に次の一条を加える。

（指定医師以外の医師の人工妊娠中絶）

第十五条の二 指定医師以外の医師は、母体の生命に対する現在の危険を避けるため緊急やむを得ない場合の外は、医療行為としてでも、人工妊娠中絶を行うことができない。

第二十条を次のように改める。

（優生結婚相談所）

第二十条 優生保護の見地から結婚の相談に応じ遺伝その他優生保護上必要な知識の普及向上を図るとともに、受胎調節に関する適正な方法の普及指導をするため、優生結婚相談所を設置する。

第二十八条中「優生手術」を「生殖を不能にすることを目的として手術又はレントゲン

照射」に改める。

第三十三条中「違反して、優生手術を行つた者」を「違反した者」に改める。

別表を削る。

第一次改正法律附則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

人工妊娠中絶に関してその施行範囲を拡げるとともに、指定医師以外の医師が行いうる場合を限定する外、優生結婚相談所に受胎調節に関する適正な方法の普及指導をなさしめるため改正の必要がある。